

ご自宅の耐震化を支援します！

八代市では今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震診断及び耐震化を行う方にその費用の一部を支援する事業を設けています。なお、令和7年1月から支援の拡充を行っております。

STEP1 自宅が地震に対して安全かどうか確認しましょう

【八代市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業】

耐震診断士がご自宅に伺い、目視及び図面等によりご自宅を調査し耐震性を評価します。

申込期限：令和7年8月29日（金）まで

耐震診断の費用：1戸 3,000円

※申請には、事業共通の要件を満たす必要があります。

STEP2 住まいの耐震化を行いましょ

【八代市戸建木造住宅耐震化支援事業】

耐震診断の結果、安全性が不十分だった場合は、耐震化の補助を利用してご自宅の耐震化を行いましょ。

申込期限：令和7年8月29日（金）まで

※申請には、事業共通の要件に加え個別要件を満たす必要があります。

補助メニュー	個別要件	補助率	補助金の額
耐震改修設計 耐震改修工事を行うための設計費の補助	共通要件のみ	2/3 以内	最大 20 万円
耐震改修工事 ^{※1} 耐震性がない住宅を耐震性がある住宅に改修するための工事費の補助	耐震診断の結果、倒壊の可能性がある ^{※2} もの	1/2 以内	最大 60 万円
耐震改修設計工事 耐震改修設計から耐震改修工事まで総合的に実施するものの補助	耐震診断の結果、倒壊の可能性がある ^{※2} もの。	9/10 以内	最大 157 万 5,000 円
耐震建替工事 耐震性がない住宅を解体し、同じ敷地で建替えるための工事費の補助	耐震診断の結果、倒壊の可能性がある ^{※2} もので、被災者生活再建支援金の支給対象でないもの		
耐震シェルター工事 家屋が倒壊しても一定の空間を確保するための耐震シェルターの設置費の補助	旧耐震 ^{※3} ：共通要件のみ 新耐震 ^{※4} ：耐震診断の結果、倒壊の可能性がある ^{※2} 、又は大規模半壊以上の罹災をしている住宅	1/2 以内	最大 20 万円

- ※1 耐震改修工事を実施するには、耐震改修設計が必要です。
- ※2 「耐震診断の結果、倒壊の可能性がある」かの確認は、「八代市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」をご活用ください。
- ※3 旧耐震：昭和56年5月31日以前に着工したもの。
- ※4 新耐震：昭和56年6月1日以降に着工したもの。

事業共通の要件

- ① 八代市内に存在する戸建木造住宅
- ② 住宅所有者が現に住んでいるもの又は居住する見込みがあるもの
- ③ 在来軸組構法、枠組壁工法、伝統的構法によって建築されたもの
- ④ 地上階数が3以下のもの
- ⑤ **平成12年5月31日以前**に着工したもの又は平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもの
- ⑥ 原則として建築基準法に係る違反がないもの
- ⑦ 申請者に市税の滞納がないこと

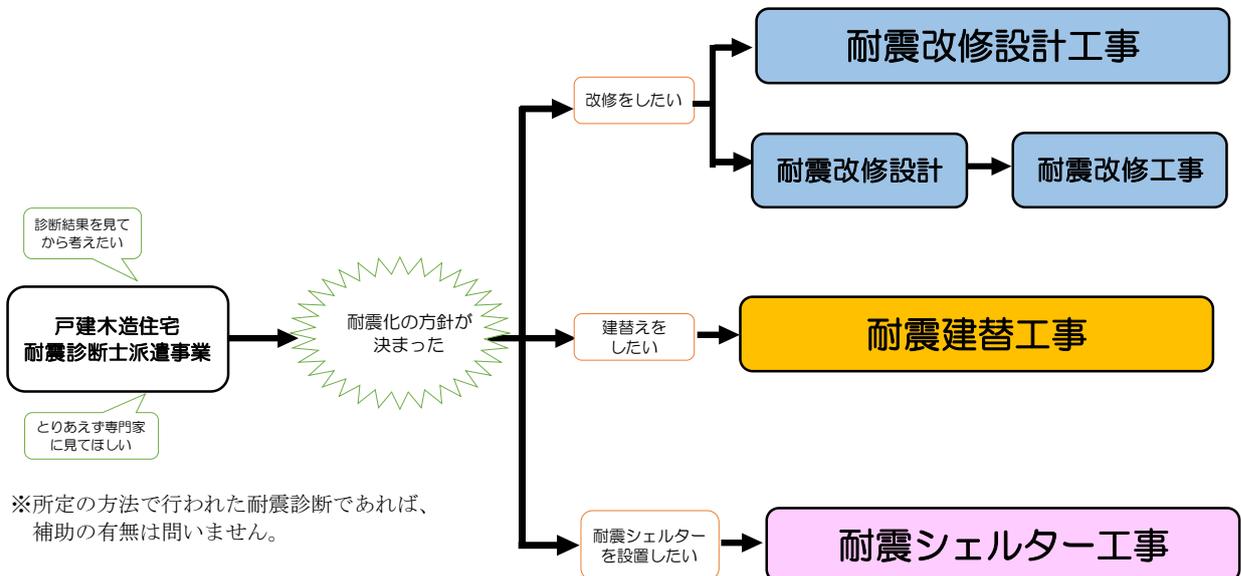


※要件は主要なものを抜粋しています。詳細については問合せ下さい。

※令和8年1月31日までに事業を完了する必要があります。

期日までに事業が完了しない場合、補助を受けられない場合がありますのでご注意ください。

補助事業の流れ（参考資料）



問合せ・申込み先

八代市役所 建築指導課

住所：〒866-8601 八代市松江城町1-25（八代市役所5階）

電話番号：0965-33-4750

※事業の詳細および申請書類については、建築指導課へお尋ねください。